宮崎県賃上げ対応緊急支援金業務委託に関する企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「宮崎県賃上げ対応緊急支援金業務」（以下「本事業」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

１　委託業務の概要

別紙「宮崎県賃上げ対応緊急支援金業務委託仕様書」のとおり。

２　委託期間

令和８年４月１日から令和８年１１月３０日まで

３　委託契約額の上限

２，９０４，５４４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

・支援金原資：限度額 金２，８００，０００，０００円（不課税）

・支援金原資を除く委託料（事務費）：金１０４，５４４，０００円（消費税及び地方消費税額 金９，５０４，０００円を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

４　参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 本業務の実施に当たって、原則、宮崎県内に事務局を設置することができる者であること。ただし、県の求めに応じ即時に対応できる体制を整えるとともに、県が申請状況、申請書類、審査進捗状況、問合せ対応状況等を適宜確認できる体制を整える場合には、この限りではない。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の規定に該当し、指定公金事務取扱者として相応しいと県が認める者であること。

※　提出書類に基づき県が審査を行い、結果を通知する。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４(一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

(5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(7) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(8) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

(9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の４及び各市町村の条例の規定によ

り、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(10) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。

ア　すべての構成員が、(1)～(9) の要件を満たすこと。ただし、地方自治法第 243 条の２第１項に規定する公金の支出に関する事務（３に記載の支援金原資を取り扱う全ての業務（支援金の支出・返還請求、支援金原資の保管・管理等））に一切関与しない構成員については、(2)の要件を満たすことを要しない。

イ　共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は 30%以上とすること。

ウ　共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

５　スケジュール

令和８年２月２０日（金）	実施公告
令和８年２月２７日（金）	事前説明会参加申込期限
令和８年３月　３日（火）	事前説明会開催
令和８年３月　５日（木）	質問票受付期限
令和８年３月　９日（月）	企画提案競技参加申込書提出期限
〃	指定公金事務取扱に係る審査書類提出期限
令和８年３月１２日（木）	指定公金事務取扱に係る審査結果通知
令和８年３月１６日（月）	企画書提案書等提出期限
令和８年３月２３日（月）	審査（公募団体ヒアリング）
令和８年３月２４日（火）	企画提案競技審査結果通知

６　事前説明会

(1) 日時

令和８年３月３日(火)　午前１０時から　※１時間程度

(2) 場所

県庁８号館４階　第一会議室

(3) 参加資格

本募集要領中「４　参加資格要件」を満たす団体に属する者

(4) 参加申込

事前説明会参加申込書(様式第１号) に必要事項を記入の上、ＦＡＸ又は電子メールで申込むものとする。

(5) 申込締切

令和８年２月２７日（金）午後５時までに申し込むこと。

(6) 留意事項

・　参加人数は、各団体２名までとする。

・　説明会に参加しない場合でも、企画提案募集への参加は可能。

７　企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（様式第２号）により、下記担当課宛にメールで、令和８年３月５日（木）午後５時までに提出すること。

(2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にメールにて回答するものとする。

８　企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技の参加を希望する場合は、企画提案競技参加申込書（様式第３号）により、14 に記載の担当課宛にメールで、令和８年３月９日（月）午後５時までに提出すること。

９　指定公金事務取扱に係る審査書類の提出

本事業内容には、公金事務（支援金の支払）を含むことから、地方自治法第 243 条の２に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たすことについての審査を行う。

(1) 提出書類

ア　指定公金事務取扱者の指定に係る申出書（様式第４号）

イ　公金事務の業務実績を有していることを記載した書類　※実績がある場合

ウ　公金事務に係る業務の人的構成および組織等の業務執行体制を記載した書類

エ　個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類(漏洩､滅失等の防止、その他適正な管理体制等を示すもの等)

オ　定款、規約又はこれに準ずる書類

カ　直近３期分の決算報告書

キ　その他､会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。

(2) 提出部数

(1)提出書類のアからキまでを一式とし、正本１部、副本(コピー) ４部を提出

(3) 提出期限

ア　持参する場合

令和８年３月９日（月）午後５時までに 14 に記載の担当課に提出すること。

イ　郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案関連書類」在中の旨を朱書きして、担当課に到達するように送付すること。（令和８年３月９日（月）必着）

(4) 審査結果の通知

令和８年３月１２日（木）までに、合格・不合格の旨を文書で通知する。

(5)　留意事項

ア　審査の結果、合格の通知があった者のみ、企画提案書の提出及びヒアリングへの参加が認められる。

イ　企画提案競技の結果、契約の相手方となった者について、指定公金事務取扱者としての指定及び宮崎県公報での告示を行う。

10　企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア　企画提案書表紙(様式第５号)

イ　共同企業体を構成する場合にあっては、共同企業体協定書(様式第６号)

ウ　企画提案書

(ｱ) 企画提案書はＡ４サイズで作成し、表紙以外は任意の様式とする。また、通し番号を振ること。

(ｲ) 仕様書のうち「５　業務内容」に記載する項目に従って提案内容を分かりやすく記載すること。そのほか、次の内容も記載すること。

・　本業務の運営体制
・　本業務のスケジュール
・　関係機関や県内企業等との連携・協力体制
・　類似の業務に関する実績

(ｳ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタ

イトル等を工夫すること。
(ｴ) 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容（範囲）、個人情報を取り扱う業務が含まれているかについて記載すること。
(ｵ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

エ　見積書

(ｱ) 見積書はＡ４サイズで作成し、任意の様式とする。
(ｲ) 次に例示する内容を参考とし、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。数量や単価等、積算根拠についても明らかにすること。

- 人件費(給与及び社会保険料等)
- 業務実施場所の賃借料、共益費、水道光熱費
- パソコン、プリンター、机、イス等施設内備品の賃借料、購入費
- インターネットの利用に関する経費(プロバイダ利用料、光通信・ADSL 利用料、メールアドレス取得・使用に係る費用等)
- 電話料(番号取得、電話機賃借料等含む)
- コピー料金
- 業務に係るシステム構築費、維持・管理費
- 申請マニュアル作成費、マニュアル動画制作費
- ホームページ作成費
- 支援金支払に係る費用（振込手数料、口座照会料等）
- その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品費、賃借料、委託料　等
- 一般管理費
- 消費税及び地方消費税相当額

(ｳ) 支援金原資は、70,000 円×40,000 件＝2,800,000,000 円で計上すること。
(ｴ) 以下については対象外経費となるため、積算から除くこと。

- 10 万円以上の機械・器具等の備品購入費
- 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- その他、事業との関連が認められない経費

オ　誓約書(様式第７号)

カ　その他添付資料

(ｱ) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)（原則として申請を行う日から３か月以内のもの。写しでも可。）
(ｲ) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(様式第８号)
(ｳ) その他、参考資料があれば提出すること。

(2) 提出部数

(1)提出書類のアからカまでを一式とし、正本１部、副本(コピー)　４部を提出

(3) 提出期限

ア　持参する場合

令和８年３月１６日（月）午後５時までに下記担当課に提出すること。

イ　郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、14 に記載の担当課に到達するように送付すること。（令和８年３月１６日（月）必着）

(4) 留意事項

ア　提案書等は提案者１者につき１提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ　虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ　委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
エ　参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
オ　提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

11　審査の実施

(1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、次の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- 本事業に係る組織運営体制
- 類似の業務に関する実績
- 県内関係機関及び県内企業との連携、協力体制
- 企画提案内容
- 見積金額（費用積算内訳）

(2) 方法

来庁による対面審査又はオンラインシステムによる審査とする。
別紙「実施団体選考基準」に従って行うものとし、複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

(3) 日時

令和８年３月２３日（月）午後　※時刻は別途通知する。

(4) 場所

県庁８号館４階　第一会議室

(5) 時間

説明時間は 25 分以内とする。質疑は 10 分以内を目安とする。

(6) 説明者

面接審査に参加可能な者は２名以内とする。

(7) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対して文書で通知するものとする。

(8) その他

ア　オンラインシステムによる審査を希望する者及び審査が全てオンラインシステムで実施することとなった場合、「Zoom」または「Teams」を利用した審査とする。なお、事前に接続テストを行うものとする。
イ　来庁しての対面による審査の場合、希望があれば県にてプロジェクター及びスクリーンを準備するが、パソコンとプロジェクターを接続するコード類については企画提案協議参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

12　契約の締結

(1) 契約締結の手続について

ア　受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行う。その際、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、業務委託仕様書の内容を一部変更することがある。
イ　上記協議後、県は、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和 39 年規則第２号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

ウ　受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

エ　業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

・支援金原資：概算払とする。
・支援金原資を除く委託料（事務費）：精算払とする。

※　ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払とできるものとする。

13　その他留意事項

当該事業については、宮崎県の令和７年度２月補正予算が成立した場合に事業化されるため、この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

また、当該事業費は国の交付金であるため、国の交付決定次第では、本要領「３　委託契約額の上限」に記載する金額を減額する場合がある。その場合は、県との協議により、事業内容を見直すこととする。

14　担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当（担当：山脇）
所在地　〒880-8501 宮崎市橘通東２丁目１０番１号　県庁８号館３階
電　話　0985-26-7106（直通）
E-mail　koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp